

2日獣発第47号

令和2年6月5日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

和牛遺伝資源の不正流通事案に関する情報の提供について（依頼）

このことについて、令和2年5月1日付け2生畜第215号をもって農林水産省生産局畜産部畜産振興課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、「家畜改良増殖法の一部を改正する法律案」と「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」が成立に至ったことを受けて、和牛遺伝資源の海外への不正流出の防止に向けた意識を高めるとともに、家畜人工授精所や畜産経営者が和牛遺伝資源の輸出を持ちかけられるなどの勧誘等の事例があった場合には、所在する都道府県の畜産主務課に速やかに連絡することを徹底するよう依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：堂領

TEL 03-3475-1601

2 生畜第 2 1 5 号

令和 2 年 5 月 1 日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

和牛遺伝資源の不正流通事案に関する情報の提供について（依頼）

今般、「家畜改良増殖法の一部を改正する法律案」と「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」が第 201 回通常国会において成立に至ったところであり、今後これら法律の施行により、和牛遺伝資源の海外への不正流出等の防止を徹底していくこととしております。

これを 1 つの機会とし、関係者の方々に改めて、和牛遺伝資源の海外への不正流出の防止に向けた意識を高めていただくとともに、海外への不正流出に繋がりがねない情報等があれば共有していく体制を構築していくことが重要です。

このため、貴会会員の家畜人工授精所や畜産経営者等が、和牛遺伝資源の輸出を持ちかけられるなどの勧誘等の事例があった場合には、所在する都道府県の畜産主務課に速やかに連絡することを徹底するようお願い申し上げます。

今後、いただいた情報を基に、農林水産省から注意喚起や、必要に応じて調査等を行ってまいります。

